

令和2年4月25日

各居宅介護支援事業所 各位

(株)ゆりかご  
通所介護事業部

## 新型コロナウイルス感染症に伴うサービス提供の対応等について

皆様におかれましては、日頃より当法人の運営につきましてご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、緊急事態宣言が7都道府県から全国となり、当法人内でも運営の在り方の検討を重ねているところです。

通所介護部門においては、集団での支援という特性があることから、今後行政の休業要請または、事業所独自の判断等による休業という状況に置かれる事も想定し検討しているところです。

3月から新型コロナウイルス感染予防を理由にお休みをされている利用者様も数名いらっしゃり、電話等で様子伺いをさせて頂いております。印象として、思った以上に長期戦になる事を感じ、生活の不安や身体の不調、気持ちの落ち込みの声も聞かれるようになってきました。弊社通所介護部門としては、

「フレイルを加速させない！」

「心身に及ぼす影響を最小限のものにする！」

「孤独にさせない！」

をモットーに、別添通知の「臨時的な取扱い」をもとに、下記の対応を積極的に実施していく事にしました。つきましては、下記対応内容をご参照の上、サービス提供時の円滑な実施にご理解とご協力をお願い申し上げます。

### 記

○ 期間 令和2年4月27日より当分の期間

#### 1. 対象者

- ・令和2年4月20日現在、新型コロナウイルス感染症予防を理由にデイサービスを欠席しているご利用者様、及び今後同理由で一定期間欠席されるご利用者様のうち、次のサービスの提供を希望する方
- ・令和2年4月20日以降、行政の要請又は、事業所独自の判断により通所サービスを臨時休業した場合において、次のサービスの提供を希望する方

## 2. サービスの内容

- ①電話での安否確認、及び在宅生活の状況（健康状態、食事や入浴の実施状況、外出の有無等）の聞き取り
- ②在宅で出来る脳トレ、リハビリメニュー等のプリント配布と実施状況の確認
- ③1日1～2回（15分程度）ご自宅に訪問し、安否確認等の必要なサービスを行なう
- ④自宅での入浴において、介護職が介入しても浴室の構造上困難な場合、個別で送迎し、デイサービスの機械浴等での入浴介助

※ 上記サービスに関しては、ケアプランに位置付けられたサービス提供日に実施します

## 3. 算定単位

○要介護1～5（通常規模型通所介護費）

介護度	サービスコード	サービス内容略称	合成単位数	算定単位
要介護1	152141	通所介護 I 21・時減	267 単位	1 回につき
要介護2	152142	通所介護 I 22・時減	307 単位	1 回につき
要介護3	152143	通所介護 I 23・時減	347 単位	1 回につき
要介護4	152144	通所介護 I 24・時減	386 単位	1 回につき
要介護5	152145	通所介護 I 25・時減	426 単位	1 回につき

## 4. 今後の対応手順

① 感染予防を理由に休まれているご利用者様及びご家族様に対し、ゆりかごの生活相談員等から、サービス利用の意向確認を実施します。

↓

② ご利用の意向が確認されたご利用者様の担当ケアマネジャーに報告。

↓

③ ケアプランに追加記載して頂き、サービスの調整、提供をさせていただきます。

（通所介護計画書への追加記載もします）

## 5. その他

- ・サービス提供後は対応状況について記録し担当ケアマネジャーと情報共有を図ります。
- ・適用期間等につきましては、関係機関と相談しながら決定します。
- ・総合事業に関して、水戸市からは適用の確認が来ておりますが、詳細等、確認出来次第ご連絡致します。他の自治体につきましても確認中となります。
- ・意向確認シートを後日送付させていただきます。
- ・ご不明な点がございましたら、お問い合わせ下さい。

○ゆりかご通所介護事業部 029-222-9666 担当：小野祐子・小島邦彦

※根拠資料：厚生労働省老健局「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」